

30高農担第794号
平成31年3月15日

高知県行政書士会会長 様

高知県農業振興部農地・担い手対策課長



農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による許可申請書の
変更について

日頃は、農地調整業務をはじめとする本県の事務事業にご理解とご協力をいただき、厚く
お礼申し上げます。

さて、この度農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定に基づく許可申請書の様
式を一部変更することとなりました。変更点については下記のとおりです。

つきましては、本通知以降のご申請については、変更後の申請書をご使用いただきますよ
う、関係各所及び申請者の皆様への周知にご配慮をお願いいたします。

記

1. 変更点

申請書に以下の文言を追加します。

「なお、本件申請について、その審査に際し事務処理上必要がある場合には、関係
機関に対する調査及び確認を行うことに同意します。」

2. 新様式について

新様式は、別紙のとおりです。

3. その他

本年4月1日から、農地転用許可業務の担当課が農業基盤課へ変更となることに伴
い、許可に係る文書番号も変更となります（高農担 → 高農基）。